

農林水産委員會議録第五号

昭和三十一年二月九日(木曜日)

午後二時三十二分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事吉川 久衛君 理事佐山茂太郎君

理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君

理事中村 時雄君 理事芳賀 貢君

理事赤澤 正道君 足立 篤郎君

大野 市郎君 加藤常太郎君

川村善八郎君 木村 文男君

楠美 省吾君 原 捨思君

赤路 友藏君 淡谷 悠藏君

伊瀬幸太郎君 井谷 正吉君

石田 有全君 小川 豊明君

田中幾三郎君 中村 英男君

日野 吉夫君 久保田 豊君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君

農林事務官 渡部 伍良君

(畜産局長)

委員外の出席者

農林事務官(農 立川 宗保君

地局管理部長) 岩隈 博君

専門員

本日會議に付した案件

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○村松委員長 これより會議を開きます。

去る八日本委員会に付託になりました開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を順次議題に供し、その審査に入ります。

まず各案の趣旨について逐次政府の説明を求めます。大石政務次官。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「二億圓」を「二億五千萬圓」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 開拓融資保証法第五條第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十一年度において出資するものとする。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二條」を「第十二條の二」に改める。

第五條の見出し中「健康証明書」を「証明書」に改め、同條第一項中「政令で定める家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病にかかつていない旨

の健康証明書」を「牛(省令で定めるものを除く)、馬又は豚の所有者は、牛にあつてはブルセラ病及び結核病、馬にあつては馬伝染性貧血、豚にあつては豚コレラにかかつていない旨の証明書」に改め、同條第三項中「第一項の健康証明書」を「第一項本文の証明書」に改め、同條第四項中「第一項第一号の一定期間並びに同項の健康証明書、同項第二号の証明書及び」を「第一項本文及び第二号の証明書の様式、同項第一号の一定期間並びに」に改める。

第十二條第二項中「及び第五條第一項の健康証明書のある家畜」を削り、同條の次に次の一條を加える。

(報告及び通報の義務)
第十二條の二 都道府県知事は、この章の規定により家畜の伝染性疾病の発生予防のためとつた措置につき、省令の定めるところにより、その実施状況及び実施の結果を農林大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。

第二十四條中「前條第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第三十條に次の一項を加える。

2 前項の検査、注射又は薬浴には、第七條及び第八條の規定を準用する。

第三十一條第一項中「結核病」を「ブルセラ病及び結核病」に改める。

第四十六條第一項中「第三十條」を「第三十條第一項並びに同條第二

項において準用する第七條及び第八條に改める。

第五十二條中「動物の所有者」の下に「獣医師、家畜の伝染性疾病の病原体の所有者」を加える。

第五十八條第一項各号列記以外の部分中「左に掲げる家畜」を「左に掲げる動物」に、「当該家畜の死体」を「当該動物の死体」に改め、同項第二号中「結核病をブルセラ病、結核病」に改め、同項第四号中「第三十條」を「第三十條第一項、第三十一條第一項」に改め、同條第二項中「家畜」を「動物」に改める。

第六十一條中「第八條」の下に「第三十條第二項及び第三十一條第三項において準用する場合を含む。」を加える。

第六十五條第七号中「第三十條」を「第三十條第一項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 改正前の家畜伝染病予防法第五條第三項の規定により発行された健康証明書でこの法律の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、改正後の同條第一項本文の証明書とみなす。

3 前項に規定する健康証明書の有家畜についての家畜伝染病予防法第十二條第二項の規定の適用については、当該健康証明書の有効期間中に限り、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

○大石(武)政府委員 ただいま議題となりました開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。戦後開拓地に入植した開拓者は、畑作経営のもとに新しい農村の建設を意図して日夜奮闘に精進し、その成果に多大の期すべきものがあります。が、現状必ずしも安定の域に到達してないものであります。これらの開拓者の富農の促進確立のためには富農資金の調達が緊要であります。これがため政府は、開拓者に対し農機具、家畜等基本的な生産手段の整備資金は、開拓者資金融通法をもつて直接融通してゐるものであります。さらに肥料、飼料、種苗等を購入する短期富農資金の融通措置として、昭和二十八年開拓融資保証法を施行し、中央、地方の開拓融資保証協会を設立して開拓者の債務を保証することによつて富農資金の円滑な融通をはかつてきたのであります。

政府は、中央保証協会に対し現在までに二億円の政府出資を行なつて保証制度の運営をはかつてゐるのであります。その後この制度に対する開拓者の加入も増加し、また富農の進展に伴い資金の需要も増大して参りましたため、現在の中央保証協会の基金をもつてしてはとうてい開拓者の債務保証の要請にこたえられない段階に立ち至り

ましたので、政府は、さらに昭和三十一年度一般会計から五千万円を中央保証協会に対し追加出資してその保証ワタの増大をはかり、開拓者の必要とする短期資金の融通を円滑にし、もって開拓者の農業生産力の発展と農業経営の確立を期する次第でございます。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるよう御願ひ申し上げます。

次に上程せられました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

言うまでもなく、畜産の振興は、家畜衛生なかつく家畜の伝染性疫病の発生予防と家畜伝染病の蔓延防止を基本条件とするものであります。この点にかんがみ、わが国におきましては、法律の定めるところにより家畜の伝染性疫病の発生予防と家畜伝染病の蔓延防止の基本方針を定めて努力が払われ、逐次減少の傾向をたどつて参つたのであります。

現行の家畜伝染病予防法は、昭和二十六年に全面改正せられて、現在に至つてゐるのでありますが、最近における家畜防疫態勢の整備の状況並びに乳牛等の飼養密度の増大に伴い、この法律の運用に際して実情に即しない点がありますので、今回その一部を改正して家畜防疫の運営の適正化をはかることとした次第であります。以下この法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一は、牛、馬及び豚が都道府県の区域を越えて移動する際には、すべて都道府県知事または獣医師が発行する

家畜の伝染性疫病にかかつていない旨の健康証明書がなければ移動できないこととなつておりますのを、若干緩和いたしました。乳牛及び種雄牛につきましてはブルセラ病及び結核病、馬につきましては馬伝染性貧血、豚につきましては豚コレラにかかつていない旨の、都道府県知事または獣医師の発行する証明書があらざるれば移動できることとしたしました。

第二は、ブルセラ病蔓延の危険を未然に防止するために、検査の方法を強化して乳牛及び種雄牛等につきましては都道府県知事が現行法第三十一条の規定によつて行なつてゐる結核病についての検査と同様に、ブルセラ病についての検査も一年一回以上受けさせることとしたしました。

第三は、ブルセラ病にかかつてたために殺処分命令を受けて殺された牛の所有者には、従来第五十八条第一項第一号の規定によりましてその評価額の三分の一を交付しておりましたのを、同項第二号の規定によりましてその評価額の五分の四を交付することとしたしました。

以上のほか、家畜の伝染性疫病の発生予防の円滑を期するため関係都道府県間の相互通報の義務を規定する等、一部条文の整備を行つたものであります。これが本法案提案の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○村松委員長 質疑は後日にいたすことにいたします。

この際資料の御要求があればお申し出を願ひます。

○足立委員 開拓融資の問題に關しま

して資料を要求したいと思ひます。今手元にいたしております資料の中にはないようでありまして、従来開拓者に対して政府が貸し付けました金額の内容及び償還の状況、さらに開拓組合における債務の内容、特に私が注目したいと思つておりますことは、すでに債務が償還不能に陥つておる面が実際には相当あるのではないかと、これに対する将来の対策なしに今後このまま継続することは非常に問題が累積してくるのじゃないかと思ふ点がございまして、そういう点をなるべく明らかにする資料を御提出願ひしたいと思います。

○村松委員長 政府、お聞きの通りでありますから、すみやかに提出を願ひます。

○久保田(豊)委員 今の点に連関してですが、債務の実態のみならず、官農の基礎になつておる実態を債務と連関をして早急にはつきり出していただきたい。債務だけ出てもその母体になつておる官農がどの程度のものに成長しておるかということがわからなければ将来の計画は立たぬわけです。そういう点でいろいろ問題がありますから、でき得れば年次別に、年次がたてばたつたほど官農の内容は充実してきておるはずで、所によつてはそうでない所もあります。そういうものと連関をして開拓の実態——今現在の債務だけの資料の御要求があつたようですが、従来ともどの程度返しておるか、どの程度の融資をしたために、あるいは補助金を出したために、どの程度のものになつておるか。そういうものを年次別に明確に出していただきたい。

○大石(武)政府委員 なるべく御期待に沿うようなものを作り上げましてお渡ししたいと思ひます。

○村松委員長 本日はこれにて散会し、なるべく明日午後より開会をいたしたいと存じますが、正確な時間は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十三分散会